

International Migration Outlook: SOPEMI - 2006 Edition

Summary in Japanese

国際移民アウトルック: SOPEMI - 2006 年版

日本語要約

総論

微妙なバランスを要する移民管理

移民の増加と労働力不足に伴い、OECD 諸国では移民問題が政策アジェンダの上位に急浮上している

国際的な移民の問題は過去 10 年間、大半の OECD 諸国で政策アジェンダの上位に急浮上している。これにはいくつかの理由がある。第 1 に、移民は 1990 年代に急増したが、時には非正規の経路や通常とは異なる経路（亡命や旅行者の不法滞在など）を通じて、現在再び増加している。現在、OECD 諸国への合法的な長期移民数は年間約 300 万人であるが、留学生など一時的な移住者数はさらに多い（第 1 章参照）。しかも、この数字には不法移民は含まれていない。第 2 に、OECD 諸国では人口高齢化が進展するとともに特定の職業（科学分野、建築業）への関心が低下しているため、近い将来、移民労働者へのニーズも高まる見込みである。

大量の移民労働者の受け入れが可能となるのは、過去の移民と増加の一途をたどっている現在の移民が、受入国に問題なく溶け込んでいると受け止められる場合のみである。しかし、多くの国では、過去の移民にとっても最近の移民にとっても、さらには移民の子孫たちにとってすら、移民をめぐる労働事情はかつてほど良好ではなくなっている。

移民管理はバランスをとるのが難しくなっている

したがって、各国政府は、国内のニーズを満たすのに必要なスキルを呼び込むための開放的な国際移民政策、世論や移民しようとしている人たちに不法移民は許さないことを示す断固たる移民流入管理策、移民の統合を確保するための効果的な政策実施のバランスをとるというデリケートな課題に直面している。

うまくこのバランスをとるのは難しい。選別的な移民と非選別的な移民、一時的な移民と恒久的な移民、熟練労働者と非熟練労働者、さらにもっと一般的には開放と取り締まりを適切に組み合わせる必要があるからである。

移民の選別は簡単ではなく、すべての移民を選別することはできない

まず、移民の選別は必ずしも容易ではない。実際、すべての国で、政府が限定的な裁量権しか有していない重要な移民というものがある。これは認められている人権（家族との同居、望む人との結婚や養子の受け入れをする居住者の権利）や署名している国際条約（ジュネーブ難民条約や自由移動条約など）のためである。このような「非裁量的」移民（第2章参照）はすでに受入国にとって労働力の供給源となっているが、必ずしも需要のある職業への人材供給源となっているわけではない。後者のニーズを満たすには、適切なスキルを持った適切な人材を呼び込むために移民の総数を増やす必要がある。

一部の国では言葉の習熟度、労働経験、学歴、年齢に基づいて選別している

移民はどのように、どれくらい選別されているのか。移民はその特徴に基づいて、つまり、言葉の習熟度、労働経験、学歴、年齢などのポイント制とし、最低限必要なポイント数を満たしている者のみを選別すべきなのか。これはオーストラリア、カナダ、ニュージーランドで行われている方法で、これらの国の移民制度はしばしば他の OECD 諸国が模範とすべきものとされている。これらの国では移民（家族を含む）の60%強が熟練労働者である。

労働者が入国後すぐに職に就けるよう、雇用主が選別を行っている国もある

実際には、欧州連合（EU）のように自由移動制度の下で人が移動している場合を別にすると、すべての国で合法的な移民労働者の選別が行われている。オーストラリア、カナダ、ニュージーランドの場合と違うのは、国の行政機関ではなく雇用主によって選別されていることである。しかし、政府が給与、職業、学歴などの基準を設定し、移民受け入れの可能性を制限している場合もある。雇用主によって選別されると、移民は入国後すぐに職に就くことができ、新天地で自分だけをたよりに職探しに奔走する必要はない。従来、オーストラリアとカナダでは、労働経験のない移民を選別し、労働市場に受け入れてもうまくいっていた。しかし最近はその限界を示している。雇用主が外国での労働経験や資格を重要視しなくなっているからである。したがって、これらの国でも、就職希望の移民申請者やすでに一時的な資格で国内に入っている外国人の選別にポイント制を導入し始めている。

どのように移民数を決めているかは明らかではない

もう1つの課題は適切な移民数である。移民が多過ぎると職に就けない者が出てくるし、移民が少な過ぎると労働市場が逼迫する可能性が出てくる。目標人数や上限を設定して移民数を管理している国もある（第2章参照）。どのように人数を決めているのかは必ずしも明らかではないが、人口目標や、労働市場や世論がどこまで受け入れられるのかについての過去の経験や、政治判断に基づいて決められているように思われる。

あらかじめ目標や上限を設定し、その達成を目指している国もある

目標や上限の設定には、移民を管理していることを世論に示すメリットがある。しかし、移民によって国内の労働力需要を確実に満たすには、目標や上限を慎重に設定する必要があるが、これは必ずしも簡単ではない。適格の移民申請者数が求人数より多ければ、職に就けない者が出てくる可能性がある。これはフラストレーションの源泉となり、移民制度の弾力性を失わせるとともに、さもなければ適格であったはずの移民申請者にとって不法入国や不法滞在の誘因となる。

一時的移民は労働力需要をある程度解決する

労働力需要は一時的移民によってある程度満たすことができ、この面で成果を上げた過去の実績もある。このことは、一時的移民を管理できるのは、行われる労働自体が一時的な性質のものであり、雇用主を含めたすべての利害関係者が採用に関与しており、労働者が将来再び同じ雇用主の下で働く機会を有している場合であることを示唆している。

しかし、正規かつ継続的な労働力需要は満たさない

懐疑的な世論にも受け入れられ易いので、大半の国は非熟練労働者については一時的移民を選好している。非熟練労働者は一般に経済情勢の変化に適応しにくく、統合に時間もかかる。しかし、継続的かつ正規の労働力需要を一時的労働者の採用と解雇を繰り返すことで合理的に満たすことができるとは思えない。雇用主は新規採用者を絶えず訓練するのではなく、信頼できる労働者の定着を図りたいと考えている。したがって、ある程度の非熟練移民労働者を恒久化する必要がある。

需要が多いのに労働許可が厳しい水準で維持されると、不法移民のリスクが高まる

非熟練労働者を移民として受け入れる可能性がほとんどなく、非熟練労働者への他の労働力供給源もない場合、不法移民が発生するリスクが高くなる。不法移民や不法就労の取り締まりが緩い場合は特にそうである。不法移民人口が全人口の3%強と推計されている国もある。しかし、不法雇用は避けられないわけではない。正規化プログラムの経験によれば、しばしば移民希望者に確実に職を提供しなければならない雇用主は、必ずしも不法労働者を選好しているわけではない。十分な数の労働許可を迅速に供給できる適切な労働許可制度を整備すれば、非熟練労働者へのニーズは満たすことができる。

熟練労働者の移民は移民を送り出す側の開発途上国にとって重大な損失となるかもしれない

どの国も熟練労働者の移民を望んでいる。OECD 諸国はほぼすべて移民の受入国となっているので、熟練労働者を呼び込み、繋ぎ止める競争は特に激化するだろう。自国語がその国内でしか使われていない国の場合、言葉が問題となりつつあるのは明らかである。熟練労働者の移民すら OECD 諸国の労働市場では問題に遭遇し、しばしば自分の学歴が不要な職に就いている。新卒者を採用する傾向が強まっているが、これは、自国への多額の送金によって影響が緩和されるとしても、移民を送り出す側の、特に小国にとっては重大な損失となりかねない（第3章参照）。OECD 諸国は、新卒者の採用（と急速な統合）のメリットとそれに伴う頭脳流出の影響を比較考量する必要がある。

国際移民に関する公共政策や社会的論議は公平性を保つ必要がある

一部の国では移民の統合が難しいために入国や滞在を規制したり、時には移民に関してアンビバレントな社会的論議が行われたりしている。バランスを失すると、こうした規制や議論は、自国が必要としている種類の移民の誘致や現在の移民とその子孫の統合にも悪影響を及ぼしかねない。移民希望者は多くの受入国の中から移民先を選ぶことができるのであり、移民が歓迎されていると感じられない雰囲気の中では労働市場や学業が悪影響を受けるかもしれないのである。

うまくバランスをとった国が得をする

要するに、移民を歓迎すると同時に断固たる、国のニーズに沿った公平な移民管理を行う受入国の方が国際移民の恩恵を受け易い、ということである。

© OECD 2006

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語と仏語で発表された OECD 出版物の抄録を翻訳したものです。OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。

www.oecd.org/bookshop/

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

rights@oecd.org

Fax: +33 (0)1 45 24 94 53

OECD Rights and Translation unit (PAC)
2 rue André-Pascal
75116 Paris
France

Visit our website www.oecd.org/rights/

